

○練馬区障害者福祉のしおり広告掲載取扱要綱

平成17年 3月24日

練保障発第289号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）障害者福祉のしおり（以下「掲載紙」という。）に掲載する広告の取扱いについて定めることにより、財源の確保を図るとともに、事業者等への広告掲載機会の提供および区民への情報提供を行うことで、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(広告内容)

第2条 広告掲載できる内容は、区民生活に関連したもので、つぎの各号に該当しないものとする。

- (1) 掲載紙の目的・公共性および品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および人事募集に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 区が行おうとしている施策および計画を阻害するおそれがあるもの
- (6) 差別、偏見、不必要な区別を助長するおそれがあるもの
- (7) その他、掲載紙の広告掲載内容としてふさわしくないと認められるもの

(広告掲載の位置)

第3条 広告掲載を行う位置は、掲載紙の巻末広告欄とする。

(広告の規格および掲載料)

第4条 広告の規格および掲載料は、つぎのとおりとする。

広告名	規格（縦×横mm）	掲載位置	刷色	掲載料
1号広告	138×180	掲載紙巻末	単色	50,000円
2号広告	68×180	掲載紙巻末	単色	25,000円
3号広告	68×88	掲載紙巻末	単色	12,500円

(広告掲載者の募集)

第5条 広告掲載者の募集は区報およびホームページで行う。ただし、区長が必

要があると認める場合には、個別に掲載募集することができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望するものは、練馬区障害者福祉のしおり広告掲載申込書(第1号様式)を区長に提出するものとする。

2 前項の申込書には広告原稿を添付するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合には、区長は修正を求める。

4 前項の規定により区長が修正を求めたにもかかわらず、それに応じない場合は申込みを取り下げたものとみなす。

(広告掲載者の決定)

第7条 区長は前条の規定に基づき、広告掲載の申込みがあった場合には、第2条の規定に基づく広告内容を審査し、広告掲載者を決定する。

2 前項の審査により、広告申込者が広告掲載可能数を超える場合には、区長は公共性および区内事業者かどうかを踏まえつぎの順により広告掲載を決定する。この場合において、同一順位のものがあるときは、抽選により決定する。

(1) 区内に事業所等を有する公益法人、福祉団体、私企業のうち公共性の高い業種のもの(電気、ガス、交通等)およびNPO法人

(2) 区内に事業所等を有する私企業、自営業および団体等

(3) 上記順位以外の公益法人、私企業、自営業および団体等

3 前項の審査の結果、広告掲載者を決定した場合には、申込者に対して練馬区障害者福祉のしおり広告掲載決定通知書(第2号様式)または練馬区障害者福祉のしおり広告非掲載通知書(第3号様式)により可否決定の結果を通知するものとする。

4 前項の結果に基づき広告掲載の決定通知を受けたもの(以下「広告主」という。)は、指定する期日までに広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は区長が指定する期日までに広告掲載料を一括で納付するものとする。

(広告掲載料の還付)

第9条 納付された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告掲載できない場合は還付する。

(広告掲載の取り消し)

第10条 区長は、広告主が指定された期日までに広告掲載料を納付しない場合または版下原稿を提出しない場合には広告掲載の決定を取り消すことができる。

(広告主の責任)

第11条 広告主は掲載した広告内容について一切の責任を負うものとする。

2 版下原稿の作成費用は広告主の負担とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるほか、必要事項は福祉部長が別途定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。